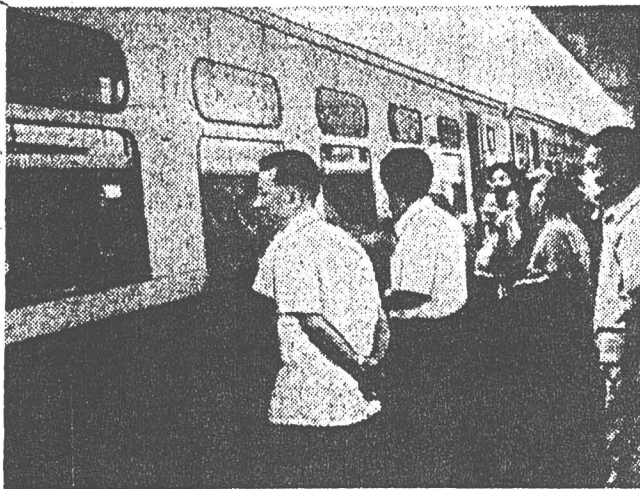


来月3日に水俣病認定審査会

県、9人を再諮問

環境庁の新方針のむか



見送りを要して出発する水俣病患者・家族ら一行

水俣病水俣病患者に対する環境庁 水俣病認定審査会の態度が注目されて
戸の差し戻し裁決後、県公署報告 いたが、伊藤衛生部長は二十七日

の県議会公署対策特別委員会（矢野幸雄委員長）で「審査会は九月三日開かれることになった」と報告した。県は三日の審査会で、環境庁の裁決に沿った新しい方針を説明、了承を求める。「疑わしいものも確定せよ」と

の環境庁の新しい方針で、県は不服申し立てをしてきた未認定患者九人について、同審査会に再諮問することにになった。これに対する審査会の出方が注目されていたもので、三日に審査会が開かれることになったことは、同審査会が新

しい因、県の方針を一応納得したためとみられている。県は三日の審査会で環境庁の裁決結果を報告さらに「疑わしいものも確定せよ」との新しい方針に

基づいて審査するよう協力を求める方針。その結果、同審査会の了承を得られれば、直ちに再諮問したい意向だが、「疑わしいものも」というように諮問の形がこれまでとかなり違っているところから、まず答申の形から検討しなければならぬ。したがって再諮問審査という形が整うまでは、さらに時間がかかる見通し。伊藤衛生部長はこの日の委員会で「再諮問後の審査会の答申は、これまでとかなり違ったものになる。知事が行政裁量する余地が出てくるかもしれない」と語った。なお環境庁は、新潟、熊本の実定結果を一致させるため、両県の審査会長を招き、協議することになっている。